

本保国（運）第1号  
平成29年12月25日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市国民健康保険運営協議会  
会長 柿沼 光男



平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴う  
本庄市国民健康保険税の適正化について（答申）

平成29年2月14日付け本保発第314号にて諮問のありました下記事項  
について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

記

諮問事項

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴う本庄市国民健康  
保険税の適正化について

# 答 申 書

本庄市国民健康保険運営協議会は、平成29年2月14日に市長から諮問を受けた平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴う本庄市国民健康保険税の適正化について、さまざまな角度から慎重に検討を重ねてきた。

国民健康保険は、平成30年度から埼玉県単位の運営に移行するのに伴い、埼玉県が市町村から国保事業費納付金を集め、市町村が必要とする医療費を交付するなど、国民健康保険の財政運営を行うことになった。これにより市町村の国民健康保険税は国保事業費納付金額を基に、埼玉県が示す市町村の標準税率を参考に算定することになった。

このような状況の中、11月21日に本市に提示された国保事業費納付金仮算定額は国と県による激変緩和策等により、本市の国保事業費納付金は現行の国民健康保険税等で納付することが可能となっている。このことから本協議会は国民健康保険の都道府県単位化後の本市の保険税について下記のとおり答申する。

## 記

### 1. 保険税の適正化

#### (1) 保険税率の改定について

本市の現行国民健康保険税率による税収見込額は、国保事業費納付金を含む国民健康保険運営必要経費を賄うことができることから、当分の間、現行税率を維持することが望ましい。

なお、今後の国保事業費の動向や都道府県単位化後の本市国民健康保険特別会計の決算状況が判明する平成31年度を目途に、本庄市国民健康保険税の見直しを行うことが望ましい。

### 2. 付帯意見

#### (1) 国民健康保険税率に大きな影響を与える国保事業費納付金は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支払額に応じて算定されていることから、健康寿命の延伸による社会保障費の抑制が重要となる。

被保険者の健康増進と生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健

指導や予防検診助成事業の他、被保険者の健康意識を高める保健事業の実施を図り、被保険者の健康寿命の延伸による長期的な視点に立った保険給付費の抑制に努められたい。

- (2) ジェネリック医薬品の差額通知、医療費通知の改善や重複受診・頻回受診の指導等の充実強化を図り、保険給付費の抑制に努められたい。
- (3) 診療報酬明細書の点検や第三者行為の求償事務等の充実強化を図り、保険給付の適正化に努めるとともに、資格適用の適正化に努められたい。
- (4) 保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものである。受益と負担の公平性や安定した財政運営の確保のため、滞納発生の未然防止や滞納者へのきめ細かい収納対策を講じ、収納率の向上に積極的に努められたい。
- (5) 被保険者が混乱を招かぬよう、広報紙やホームページ等で制度改正の周知の徹底を図られたい。